



青労発基 0614 第 1 号
令和 5 年 6 月 14 日

建設業労働災害防止協会青森県支部
支部長 山田 幸一 殿

青森労働局長

建築物等の解体・改修工事の事前調査者の要件義務化について(要請)

労働行政の推進につきまして、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建築物・工作物・鋼製の船舶の解体工事や改修工事（リフォームや各種修繕、定期改修を含みます。）を行う場合には、事前に石綿の有無を確認するための事前調査を実施することとされています。

このうち、建築物及び鋼製の船舶に係る事前調査については、令和 5 年 10 月 1 日着工の工事から、原則として、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととなります。

こうした状況を踏まえ、貴殿におかれましては、会員企業等の方々に対し、改めて、当該改正内容及び石綿対策の重要性についての周知を図っていただきますよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容の詳細等については、「石綿総合情報ポータルサイト」に掲載されておりますので、当該サイトについても併せて周知いただきますよう、お願いいたします。

